MLI(BEPS 防止措置実施条約)の発効と 投資ストラクチャーへの影響

Issue 111, October 2018

In brief

2018年9月26日、我が国はBEPS 防止措置実施条約(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion And Profit Shifting、以下「MLI」)の受託書をOECD に寄託しました。MLI は主として租税条約の濫用防止措置を効率的に実現することを目的とした多国間協定で、MLI 第7条には、租税条約の濫用を主たる目的とする取引から生ずる所得に対する租税条約の特典を否認する規定である主要目的テスト(PPT)が含まれています。

従前、日本から海外、海外から日本への投資ストラクチャーの検討に際しては、租税条約の影響を考慮しているケースが多いと考えられますが、PPT 導入に伴い、租税条約の濫用を主たる目的とするものであると認定された場合には、租税条約の特典が受けられなくなる可能性も考えられます。

本ニュースレターでは、MLI の発効に伴う投資ストラクチャーへの影響について解説いたします。

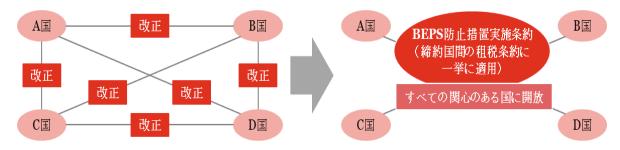
In detail

1. MLI(BEPS 防止措置実施条約)の概要

BEPS 防止措置実施条約とは、正式名称を「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を 実施するための多数国間条約」といい、BEPS プロジェクトにおいて策定された BEPS 防止措置のうち、租税 条約に関連する措置を効率的に実現することを目的とした多国間協定です。

MLI は世界に無数ある二国間の租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS 防止措置を効率的に実現するための多国間協定となっています。

MLI の各締約国は、既存の租税条約のいずれを適用対象とするか任意に選択することができ、両締約国の選択が一致した租税条約に対してのみ MLI が適用されます。また、各締約国は MLI に規定する租税条約に関連する BEPS 防止措置の規定のいずれを既存の租税条約に適用するかを所定の制限の下で選択することができます。





2. BEPS 行動計画 6「租税条約の濫用防止」における勧告の内容

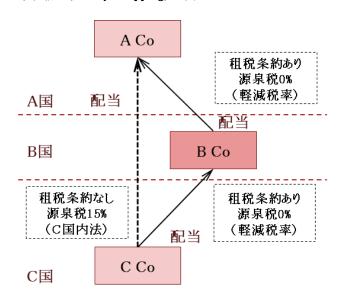
BEPS 行動計画 6「租税条約の濫用防止」は、租税条約の濫用防止策を検討するものです。租税条約の濫用とは、「条約漁り(トリーティー・ショッピング)」に代表されるように、例えば経済実態はないが租税条約上、居住者扱いとなる事業体を第三国に設立することにより租税条約の恩典を享受しようとする行為を指します。

行動計画 6 の最終報告書においては、租税条約の濫用防止のための最低限必要な措置(ミニマムスタンダード)として、次の 2 つの措置を採用することが求められています。

- ① 租税条約のタイトル・前文に、租税条約は、租税回避・脱税(濫用を含む)を通じた二重非課税又は税負担の軽減の機会を創出することを意図したものでないことを明記すること。
- ② 租税条約に、一般濫用防止規定として、次のいずれかを規定すること。
 - (ア) 主要目的テスト(Principal Purpose Test、以下「PPT」)
 - (イ) PPT及び簡略版特典制限条項(Limitation on Benefit、以下「LOB」)
 - (ウ) 厳格版LOB及び導管取引防止規定(限定的PPT)

この主要目的テスト(PPT)とは、対象租税条約の特典を受けることが取引等の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には条約の特典を否認する規定であり、また、特典制限条項(LOB)とは、租税条約の適用を受けることができる者を一定の適格者に制限する規定であり、ともに租税条約の濫用を防止するための規定です。

条約漁り(Treaty Shopping)の例



C 国法人から A 国法人に配当を行うに あたり、B 国の中間持株会社を経由する ことで、配当にかかる源泉税を回避する ことが可能となる。

3. PPT 導入の投資ストラクチャーへの影響

MLI 第7条1においては、PPTを規定しており、すべての関連する事実及び状況を考慮して、対象租税条約に基づく特典を受けることが取引等の主たる目的の一つであったと判断される場合、当該特典を与えることが対象租税条約の目的に適合することが立証される場合を除き、租税条約の特典は与えられないものとしています。また、PPT は我が国を含む MLI の署名をしているすべての国、地域が適用を選択しています。

従前、日本から海外、海外から日本への投資ストラクチャーの検討に際しては、租税条約の特典による税負担の軽減を考慮して、投資ストラクチャーを検討している事例が多かったと思われます。

しかしながら、MLI 施行後、我が国が適用を選択した以下の39か国・地域(MLI 寄託時点)との間の租税条約の適用に関し、租税条約の適用を受けることが取引等の主たる目的であると判断される場合には、原則として租税条約の恩典を受けることができなくなることが想定されます。

我が国以外のMLIの署名国・地域(83)	
我が国がMLIの適用対象 として選択している我が国 の租税条約の相手国・地 域(39)(下線は署名時よ り追加された国)	アイルランド、 <u>アラブ首長国連邦</u> 、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、 <u>ウクライナ</u> 、英国、 <u>エジプト</u> 、オーストラリア、オランダ、 <u>カザフスタン</u> 、カナダ、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スウェーデン、スロバキア、大韓民国、チェコ、中国、香港、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ハンガリー、フィジー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ルーマニア
我が国がMLIの適用対象 として選択していない我が 国の租税条約の相手国・ 地域(13)	アルメニア, エストニア, オーストリア, ジョージア, スイス, スペイン, スロベニア, チリ, デンマーク, ベルギー, ラトビア, リトアニア, ロシア
我が国と情報交換協定の み又は、税務行政執行共 助条約のみ(ないし両方) (25)	アイスランド, アルゼンチン, アンドラ, ウルグアイ, ガーンジー, カメルーン, キプロス, キュラソー, ギリシャ, クロアチア, コスタリカ, コロンビア, サンマリノ, ジャージー, セーシェル, セネガル, チュニジア,ナイジェリア,パナマ,バルバドス,マルタ, マン島, モナコ, モーリシャス, リヒテン シュタイン
我が国と租税条約・協定 の締結がない国・地域(6)	ガボン,コートジボワール,ジャマイカ,セルビア,ブルキナファソ,ペルー

我が国の租税条約締結国・地域でMLIの非署名国・地域(18)

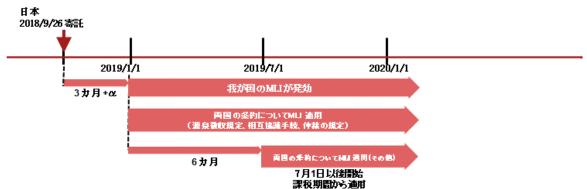
アゼルバイジャン, ウズベキスタン, オマーン, カタール, キルギスタン, スリランカ, ザンビア, タイ, タジキスタン, トルクメニスタン, バングラデシュ, フィリピン, ブラジル, ブルネイ, 米国, ベトナム, ベラルーシ, モルドバ

今後 PPT が導入され、租税条約の特典の適用が否認された場合、日本の多国籍企業においても、海外子会社との間の配当、利子、ロイヤルティ、キャピタルゲイン等に課される外国源泉税・法人税の負担増加が見込まれるため、将来の投資ストラクチャーの検討に際しては PPT 導入の影響を考慮するとともに、現在既に導入済みの投資ストラクチャーについて影響が見込まれる場合には、必要に応じて、投資ストラクチャーの見直しを検討することが必要と考えられます。

4. MLI の我が国租税条約への適用

MLIは、2018年10月1日までに批准書等の寄託が行われた国・地域の租税条約については、我が国も含めて2019年1月1日に発効します。従って、2018年10月1日までに批准書等の寄託が行われた対象租税協定については、MLIが原則として下記の通り適用されます(相互協議手続、仲裁の規定については、対象租税協定国もMLIの規定の適用を選択した場合について適用されます)。その後に寄託された対象租税協定国との租税条約については、適用が2020年からになります(源泉徴収規定等)。

10月1日までに対象協定国の批准書等が寄託された場合のMLIの適用関係



Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話:03-5251-2400(代表) Email:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー 山岸 哲也 080-1114-3872 パートナー 清宮 陽二 080-3592-6105

tetsuya.t.yamagishi@pwc.com yoji.k.kiyomiya@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。 私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。 詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。